

3月1日(火) ~ 7日(月)

春の火災予防運動

「住警器 頼れる我が家の 見張り番」 (平成22年度東京消防庁防火標語)



市消防団では、火災予防運動の期間中に、消防車両による広報、看板の設置など防火広報活動を実施します。

重点推進項目
住宅防火対策の推進
事業所の防火安全対策の推進
地域の防火安全対策の推進

進
山火事予防対策の推進
車両船舶の火災予防対策の推進
東京消防庁救急相談センター「7119」の周知促進
主な行事など
消防演習

日時：3月1日(火) 午後3時30分~3時50分
場所：(株)東京サマーランド
内容：秋川消防署、(株)東京サマーランド自衛消防隊と合同で、大規模な消防演習を行います
住宅などの防火防災診断消防職員が皆さんのご家庭に伺い、防火防災に関する診断を行います。

日時：3月3日(木) 午前10時~午後4時
場所：あきる野とつきゅう
内容：住宅用火災警報器の展示や救急相談センターの説明などを行います。
その他 防災訓練や自衛消防訓練を希望される場合は、秋川消防署までご連絡ください。
問合せ 地域防災課、秋川消防署 (595・0119)

ウメ輪紋ウイルス (プラムポックスウイルス) の緊急防除区域を追加



昨年、あきる野市を含む東京都内の市町村でウメ輪紋ウイルス(プラムポックスウイルス)に感染したウメの木が確認されました。この病気は人や動物に感染することはないが、果実を食べても健康には影響がありませんが、モモやアンズに広がる果実の奇形や早期の落果など、大きな農業被害が発生するおそれがあります。

広い地域で発見されたため、防除区域を追加する緊急防除省令の改正が行われ、平成23年2月10日に指定されている地域と合わせて下記の区域内では、感染する可能性のある植物(規制対象植物)の区域外への移動制限や、感染樹などの廃棄(伐採・抜根)が実施されます。また、防除区域外であっても感染樹の調査が継続して実施されます。

この防除措置は、農地のウメの木だけでなく、各家庭の庭木や盆栽などについても対象となりますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

防除区域(*は今回追加された地区) 雨間、野辺、*小川、一宮、平沢、*平沢東一丁目、平沢西一丁目、切欠、秋川一丁目、秋川六丁目、秋留一丁目、秋留五丁目、草花、菅生、瀬戸岡、原小宮、原小宮一丁目、原小宮二丁目、*引田、淵上、上代継、下代継、牛沼、油平、*山田、*上ノ台、*網代、*伊奈、*横沢、*三内、*五日市、*小中野、*小和田、*留原、*高尾、*館合、*入野、*深沢、*小峰台、*館合台(ほかに青梅市、日の出町の全域、八王子市、*羽村市、奥多摩町の一部) 感染する可能性のある植物(規制対象植物) サクラ属(ウメ、モモ、スモモ、アンズ、サクランボなど)、ユスラウメなど、セイヨウマユミ、ナガバクコ、セイヨウイボタの生植物(苗、植木、盆栽、切り花、切り枝など) 種子、果実は除く。 問合せ 東京都農業振興事務所振興課農業環境係 (042・548・5052)、横浜植物防疫所輸出・国内検疫担当 (045・211・7155)



農林水産省横浜植物防疫所の原図より作成

庭に伺い、防火防災に関する診断を行います。 消防PRコーナー 日時：3月3日(木) 午前10時~午後4時 場所：あきる野とつきゅう 内容：住宅用火災警報器の展示や救急相談センターの説明などを行います。 その他 防災訓練や自衛消防訓練を希望される場合は、秋川消防署までご連絡ください。 問合せ 地域防災課、秋川消防署 (595・0119)



3月は引越しのシーズン 家具の転倒防止などの対策を！ 大地震が発生すると、転倒した家具やガラスの破片が凶器となります。近年発生した大地震によるけがの原因では、およそ3割から5割が家具類の転倒やガラスの飛散によるものです。家具の転倒などは、転倒防止器具の取り付けやガラス飛散防止シートの貼り付けなどで防ぐことができます。この機会に、地震に備えて自宅の対策をご検討ください。

3月は 東京都の自殺対策強化月間 東京都のキャンペーン事業として次の特別相談を実施します。

気づいてください！ 体と心の限界サイン

48時間特別相談 東京自殺防止センター (03・5286・9090) 日時：3月12日(土)~13日(日) 午前6時~翌朝6時 自死遺族のための電話相談 全国自死遺族総合支援センター (03・5988・7778) 日時：3月7日(月)~9日(水) 午前10時~午後10時

障がいのある方へ 各種 手当のご案内 手当により、年齢や所得制限などがあります。特別障害者手当 重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方(身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で、それらが重複している方) これらと同等の疾病や精神障がいの方。手帳を取得していない(可) 施設入所者と、病院などに3か月を超えて入院している方は除きます。

支給額：月額2万6440円(3月分まで)、月額2万6340円(4月分) 障がいがあるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方(身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2度程度の方) これらと同等の疾病や精神障がいの方。手帳を取得していない(可) 施設入所者と、障がいがある理由とする公的年金受給者は除きます。

支給額：月額1万4380円(3月分まで)、月額1万4330円(4月分) 重度心身障害者手当 次

支給額：月額6万円 心身障害者福祉手当 次

支給額：月額2400円 申請・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係、五日市出張所(申請のみ)

支給額：は月額1万5500円、は月額7000円 心身障害者(児)交通費等助成 身体障害者手帳3級以上か愛の手帳3度以上の方

支給額：月額2400円 申請・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係、五日市出張所(申請のみ)

支給額：は月額1万5500円、は月額7000円 心身障害者(児)交通費等助成 身体障害者手帳3級以上か愛の手帳3度以上の方

ひか進行性筋萎縮症の方 20歳以上で、身体障害者手帳3・4級か愛の手帳4度の方 20歳未満で、身体障害者手帳4級以上か愛の手帳4度以上の方。脳性まひか進行性筋萎縮症の方 65歳以上の新規申請を除きます。

支給額：は月額1万5500円、は月額7000円 心身障害者(児)交通費等助成 身体障害者手帳3級以上か愛の手帳3度以上の方

支給額：月額2400円 申請・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係、五日市出張所(申請のみ)

支給額：は月額1万5500円、は月額7000円 心身障害者(児)交通費等助成 身体障害者手帳3級以上か愛の手帳3度以上の方

支給額：は月額1万5500円、は月額7000円 心身障害者(児)交通費等助成 身体障害者手帳3級以上か愛の手帳3度以上の方